神戸市学習用タブレット貸与規程

令和8年1月1日

(目的)

第1条 この規程は、児童生徒に対する学習用タブレットの貸与について必要な事項 を定める。

(学習用タブレットの定義)

第2条 この規程における「学習用タブレット」とは、文部科学省が推進するGIGAスクール構想に基づき、児童生徒の学習活動を支援する目的で貸与する情報端末(タブレット、ノートパソコン等)を指す。なお、当該端末の機種、製品、OSの種類、または名称を変更した場合であっても、同様の目的で貸与する情報端末については、この規程における「学習用タブレット」として取り扱うものとする。

(対象者)

- 第3条 貸与の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者と する。
- (1) 神戸市立小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) に在籍する児童
- (2) 神戸市立中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) に在籍する生徒
- (3) 神戸市立特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童生徒

(貸与品)

第4条 貸与する学習用タブレットには、学習用タブレットを使用するために必要な 付属品を含む。

(貸付料)

第5条 学習用タブレットの貸付料は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 (昭和39年3月23日、条例第79号) 第7条の規定により、免除する。

(同意書の提出)

- 第6条 学習用タブレットの貸与を受けようとする者は、児童生徒が在籍する学校の 長(以下「校園長」という。)に対し、「学習用タブレットの使用に係る同意書」を 提出しなければならない。
- 2 校園長は、前項の同意書の提出を受け、適当と認めたときは、学習用タブレットの貸与を決定するものとする。

(貸与期間)

- 第7条 学習用タブレットの貸与期間は、貸与を決定した日から、児童生徒の卒業認 定予定日までとする。
- 2 前項の規定に関わらず、学習用タブレットを貸与された者(以下「被貸与者」という。)が第3条の要件に該当しなくなったときは、貸与期間は終了する。

(管理)

第8条 校園長は、貸与の状況を明らかにするために台帳を備えなければならない。

2 校園長は、貸与の状況に変更が生じたときは台帳に記載する。

(学習用タブレットの取扱い)

- 第9条 被貸与者及び、貸与された学習用タブレットを使用する児童生徒(以下「使用者」という。)は、学習用タブレットについて、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 2 被貸与者及び使用者は、神戸市教育委員会又は校園長から、学習用タブレットの管理運営にあたり必要な指示があった場合はその指示に従うものとする。
- 3 被貸与者及び使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 学習用タブレットを第三者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 学習用タブレットを売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 学習用タブレットを学習活動以外に使用すること。
- (4) 学習用タブレットを利用し、使用者以外の者に対して危害を加えること。
- (5) その他学習用タブレットの貸与の目的に反する行為を行うこと。
- 4 被貸与者及び使用者は、神戸市教育委員会又は校園長が学習用タブレットの利用履歴(インターネットの利用履歴を含む。)を確認することに同意すること。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

- 第10条 被貸与者は、学習用タブレットの使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。
- (1) 使用者が在籍する学校以外の場所における学習用タブレットの充電に係る経費
- (2) 使用者が在籍する学校以外の場所におけるインターネット通信に係る経費

(亡失又は損傷の報告)

- 第11条 被貸与者又は使用者は、学習用タブレットを亡失したとき又は学習用タブレットが損傷したときは、校園長に対し、直ちに報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、亡失又は損傷の事由が被貸与者又は使用者の故意又は重大 な過失によるものと認められるときは、学習用タブレットの原状復旧に要する費用 は、被貸与者の負担とする。

(損害賠償)

- 第12条 被貸与者は、学習用タブレットの使用にあたり、被貸与者又は使用者の責に 帰すべき理由により神戸市教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害 を賠償する責任を負う。
- 2 学習用タブレットの使用にあたり、被貸与者又は使用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、神戸市教育委員会は、その責任を負わないものとする。

(学習用タブレットの返却)

- 第13条 被貸与者は、第7条に定める貸与期間の終了日までに、校園長に対し、学習 用タブレットを返却しなければならない。
- 2 被貸与者が、第7条に定める貸与期間の終了日までに返却せず、校園長からの督促にも応じない場合は、被貸与者は学習用タブレットの価額を弁償する責任を負う。

(施行細目)

第14条 この規程に定めるもののほか、学習用タブレットの貸与に関して必要な事項は、神戸市教育委員会事務局長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年1月1日より施行する。ただし、令和2年度より貸与している学習用パソコンについては、神戸市学習用パソコン貸与規程を適用する。
- 2 神戸市学習用パソコン貸与規程は、令和9年3月31日をもって廃止する。